



山形県公報

平成21年11月4日(水)
第2090号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者就業・生活支援センターの変更の届出……………(雇用労政課) ……1167
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1168
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森 林 課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……1169
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同

## 告 示

### 山形県告示第957号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称              | 変 更 事 項 | 変 更 内 容       |                |
|------------------|---------|---------------|----------------|
|                  |         | 変 更 前         | 変 更 後          |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 事務所の所在地 | 長井市台町4番24号    | 同 左            |
|                  |         | 山形市江俣一丁目9番26号 | 同 左            |
|                  |         | 酒田市東町一丁目20番地9 | 酒田市北新橋一丁目1番地18 |

### 山形県告示第958号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日  
平成21年10月23日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
西郷土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日  
平成21年10月23日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第960号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月山沢字姥ヶ岳（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
長井市平野字神尾4165-278、4165-279、字濁り沢4166-89（以上3筆国有林）  
(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養  
(3) 保安林解除の理由  
公共施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
長井市平野字神尾4165-278、4165-279、字濁り沢4166-89（以上3筆国有林）  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
(3) 保安林解除の理由  
公共施設用地とするため

## 山形県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年11月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大石田名木沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|--------------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 尾花沢市大字芦沢字西側197番3から<br>同 大字名木沢字上ノ原1016番21まで | 旧    | 29.5 <small>メートル</small><br>}<br>8.0  | <small>メートル</small><br>794 |
| 同 上                                        | 新    | 64.0 <small>メートル</small><br>}<br>10.0 | 同 上                        |

## 山形県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年11月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成21年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田名木沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字芦沢字西側197番3から  
同 字ヲミ472番6まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月25日

平成21年11月4日印刷  
平成21年11月4日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056